

第2回釧路湿原自然再生協議会

議事要旨

■ オブザーバーの追加について

王子製紙株式会社は当協議会で検討する対象区域内に約 6,400 ヘクタールの社有林を所有し、維持管理をしているなど、協議会設置要綱第 5 条第 1 項第 2 号のオブザーバーの要件にある協議事項とのかかわりが深く、事務局より協議会への参加が提案され、承認された。

■ 協議会スケジュールについて

全体構想は第 2 回から第 4 回までの全 3 回の協議会で検討していくものとし、第 5 回以降は作成された全体構想を踏まえ、自然再生事業実施計画案に関する協議を行っていき、また、それぞれの協議会の間に各小委員会を開催し、全体構想で定めることとなる再生目標達成のために必要な関連施策について検討し全体構想に反映させる旨、事務局より説明が行われた。

■ 小委員会の設立について

「湿原再生小委員会」、「旧川復元小委員会」、「土砂流入小委員会」、「森林再生小委員会」、「水循環小委員会」、「再生普及小委員会」の目的、委員名簿（案）について事務局より説明が行われた。

（会長）

- 小委員会の中には約 60 名で構成するものもあり、実際に機能を発揮できないこともあるかと思うので、小委員長を決め、さらに小委員会の中で、ある問題に関してワーキンググループをつくり、こまめに議論をしてまとめていくという方法もそれぞれの小委員会で考えていかなければならない。

■ 釧路湿原の自然再生全体構想について

事務局より全体構想の構成について、自然再生推進法で定める事項との関連を含めて説明が行われた。また、全体構想の骨格である、背景・経緯、釧路湿原再生の意義・目的・基本的考え方、対象区域、目標、目標達成のための施策等について説明が行われた。

（委員）

- 背景、経緯の中で地球環境サミットや生物多様性条約、ラムサール条約にある湿地復元の原則とガイドラインの要旨、また、"自然"や"再生"の基本的な概念など、全体構想の骨格に関連する資料を委員に配布提供してほしい。

（委員）

- 会議資料に記載されている各小委員会の目的などは、小委員会の中で再度検討していくことも必要である。

（委員）

- 委員会でいろいろな材料を出し合って検討していく結果、委員会に各種データが蓄積されていくと思うが、このデータを必要とするグループ、研究組織等があつた場合、データ公開の対応を考えておく必要がある。

(会長)

- 協議会または小委員会自身、公開が原則になっており、資料等のデータも公開していくと考えられるのではないだろうか。しかし、データの性格上、例えば未発表のデータなどで論文にもなっていないものを資料として使用する際には、自由に使われては困る場合もあることから、ケースバイケースで考えていく必要がある。

(事務局)

- 希少種の生息域の情報などは慎重に扱う必要があるが、基本的には公開を考えている。今後、再生普及小委員会などで情報公開のあり方を検討し、何らかのルールづくりを進めてはどうか。

(委員)

- 今残っている自然をいったん壊してしまうと完全に元に戻すことはできないし、ある程度回復するにも時間とコストがかかる。その周りで傷ついた自然の再生・修復を進めていき、全体として良好な生態系のかたまり、範囲を広げていくという考え方が必要ではないか。
- 自然再生事業の対象区域は釧路川流域とすることが大切であり、それぞれの事業の検討を進めていく上で、相互にうまく連携を図り、全体として何らかの効果が上がるような取り組みをすることが大切である。
- この自然再生事業の取り組みが、かえって自然を壊さないように、細心の注意を払って工夫しながらやっていくことが大事なポイントである。

(委員)

- 自然再生区域は流域全体を勘案することが重要であり、釧路川流域委員会の検討も含めて情報交換をしていく。

■ その他

(委員)

- 釧路湿原の自然再生全体構想の骨格というのは、非常に大事な内容を持っていると思う。事務局からの提案に基づいて、提案・意見を協議会の場に誰でも提出できるような措置をとってもらいたい。(会議資料の事前送付など)

(事務局)

- ホームページ上にて協議会の模様を動画で見られるように、試験的にやっていきたいと考えている。
- 今後の協議会開催のお知らせと出欠の確認方法については、電子メールでもお知らせしていき、出欠の返事はホームページに知らせていただくように考えている。
- 協議会の資料については、HPを活用するなどして予め御覧いただけるように工夫していきたい。